

なぜ子どもの受動喫煙防止対策が必要なの？

子どもは、自分でたばこを吸うようなことは普通ありません。しかし、屋外や家庭など、子どもの近くで喫煙することによって生じたたばこの煙を、受動的に吸ってしまうことが、子どもたちにとって大きな問題となっています。子どもは、自分の意思で受動喫煙を避けることが困難です。全ての子どもが、安心して健康に暮らせるよう、どんな場所であっても子どもに受動喫煙をさせることのないようにするために条例が制定されました。

条例のポイント

1. 子どもが周囲にいる場所では、喫煙をしないよう努めなければなりません。

- 子どもが同乗している車内
- 子どもが遊んでいる公園、児童遊園等
- 学校や保育所等、小児科等の病院又は診療所その他これらに準ずるものの周辺路上

2. 家庭等において、子どもの受動喫煙の防止に努めなければなりません。

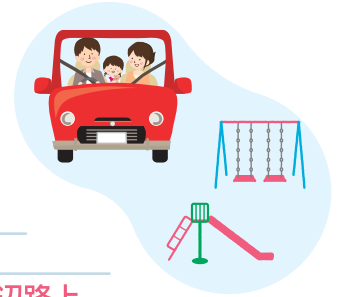
- 受動喫煙を避けることが困難な施設等へ子どもを立ち入らせない

3. 事業者等の責務として、子どもの受動喫煙の防止に努めなければなりません。

- 使用又は管理する施設において、受動喫煙防止対策を実施
- 市が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策への協力

4. 市は、子どもを受動喫煙から守るための施策を推進します。

- 子どもの受動喫煙防止対策を推進するための環境の整備
- 受動喫煙の有害性などの知識・意識の啓発
- 学校教育、社会教育などの場において、受動喫煙防止などに関する教育を実施



条例に関するQ&A

Q1 子どもが近くにいないければ、喫煙しても良いですか？

A1 煙は広範囲に広がるため、屋外でも受動喫煙を生じさせてしまうことがあります。特に子どもが多く利用する公園や学校等の周辺で喫煙をする際は、配慮が必要です。

Q2 公園等の屋外に灰皿が置いてある場所では喫煙しても良いですか？

A2 子どもが周囲にいない場合は喫煙可能ですが、望まない受動喫煙を防止するため周囲に人がいる場合は配慮が必要です。

Q3 加熱式たばこも対象になりますか。

A3 対象になります。
(加熱式たばこにより吐く息は、見えにくいエアロゾルになっています。)

※エアロゾルとは空中にたばこ煙の微細な粒子のこと。

※ 条例全文については、山形市ホームページをご覧ください。

